

継続的契約における消費者保護 ードイツにおける改正議論の展開を中心にー

永 岩 慧 子*

目次

- I はじめに
- II BGB309条9号における約款条項の規制
- III 「公正な消費者契約のための法律」における改正議論の展開
- IV ドイツにおける改正議論の整理
- V むすびに代えて

I はじめに

ドイツでは、EU消費者法の急速な動きを背景とする立法作業が次々と進められているが、2021年に成立した「公正な消費者契約のための法律」¹は、ドイツ独自の立法動向として注目される²。とりわけ、この改正法は、

* ながいわけいこ 龍谷大学法学部准教授

1 Gesetz für faire Verbraucherverträge BGBl. Teil I Nr. 53(2021)S.3433.

2 本改正法の全体像については、拙稿「継続的契約をめぐるドイツ消費者保護立法の動向」消費者法ニュース135号（2023年）131頁以下、同「ドイツ債務法における近時の改正動向」消費者法研究14号（2023年）221頁以下、同「継続的契約の解消をめぐる問題ー近時のドイツ法改正からの示唆」消費者庁プログレッシブ・レポート「デジタル社会における消費者法制の比較法研究」（2024年）5頁以下（https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/research_006/assets/caa_futurer101_241108_01.pdf）〔2025年4月30日最終アクセス。以下同様〕、同「ドイツ契約法のデジタル化」中田邦博・若林三奈・松岡久和編『ヨーロッパ私法・消費者法の現代的課題と日本法』（日本評論社、2025年）200頁以下で紹介した。

消費者の継続的債務関係³の終了に関わる新たな規制を含むものであり、議論の過程では、契約の存続期間や黙示の契約更新、解約告知権の行使をめぐる、さまざまな検討が行われた。そこでは、近年の継続的債務関係において、消費者が意図しない黙示の契約更新や、解約告知方法の複雑などを要因として、消費者が過度に長期にわたって契約に拘束されることが多いという問題が指摘されている。このような問題は、日本においても従来から議論されてきたところであり⁴、近時の立法的対応として、2022年6月1日に施行された特定商取引法（以下、「特商法」とする）の改正においても、詐欺的な定期購入商法の規制強化が図られている。もっとも、特商法の改正は、契約の申込みの場面における表示義務に関する規定を中心とするものであり、黙示の契約更新条項などによる契約への長期の拘束といった問題への対処は未だ十分とはいえない状況にある。

ドイツでは、「公正な消費者契約のための法律」において、ドイツ民法（以下、「BGB」とする）を改正し、主に2つの規定のもとで、継続的債務関係における消費者保護を強化している。第一に、約款規制の箇所、黙示の契約更新条項を原則として禁止するといった変更がなされている。

3 ドイツ民法（BGB）では、条文上、「継続的債務関係（Dauerschuldverhältnisse）」という概念が用いられていることから、本稿では、ドイツにおける条文や議論を参照する際には、原文の用語に従うが、日本における議論を含め、より一般的に論ずる際には、「継続的契約」という表現も用いることとする。

4 圓山茂夫「権利行使期間の制限条項、履行期間の制限条項、長期拘束条項、脱法行為の禁止規定」消費者契約における不当条項研究会『消費者契約における不当条項の横断的分析（別冊NBL128号）』（商事法務、2009年）96頁以下、鹿野菜穂子「消費者の解除権を制限しまたは事業者の解除権を留保する条項」消費者契約における不当条項研究会『消費者契約における不当条項の横断的分析（別冊NBL128号）』（商事法務、2009年）128頁以下、丸山絵美子『中途解除と契約の内容規制』（有斐閣、2015年）、栗原由紀子「サブスクリプション契約における消費者トラブルと自動更新条項」現代消費者法55号（2022年）63頁以下など。また、川村尚子「デジタル・サブスクリプション サブスク経済の進展と消費者トラブル」法学セミナー827号（2023年）19頁以下は、ドイツ法におけるサブスク契約への対応についても言及している。

第二に、電子商取引に関して、容易な解約告知方法の提供を事業者に義務づけている。前者について、ドイツ法では、1976年に制定された約款規制法（以下、「AGBG」とする）において、継続的債務関係の存続期間に関する約款条項を規制しており（AGBG11条12号。2002年の債務法改正によってBGB309条9号に置き換えられた）、今回の改正は、BGB309条9号の内容を修正したものである。後者の解約告知方法の提供義務については、新設規定として、BGB312k条が導入された。このうち、BGB309条9号をめぐるのは、最終的に実現に至らなかった点も含め、複数の提案がなされ、激しい議論が交わされた過程がみられる。そこで、本稿では、主にBGB309条9号の改正議論を取り上げながら、上述したような継続的債務関係をめぐる消費者問題について、いかなる検討がなされたのかを整理し、日本法における対応のあり方を探るうえでの素材としたい。なお、BGB312k条については、すでに別稿でその内容を紹介したところであるが⁵、BGB312k条とBGB309条9号は、その目的において密接に関係するため、本稿においても必要な範囲で触れることにしたい。

以下では、改正過程の議論を参照する都合上、条文の表記について、現行のドイツ民法の条文は、「BGB○条」とし、改正草案のうち、参事官草案（Referentenentwurf）の条文を「BGB-RefE○条」、政府草案（Regierungsentwurf）の条文を「BGB-RegE○条」と記載することとする。

II BGB309条9号における約款条項の規制

「公正な消費者契約のための法律」による改正（以下、本法律による改

5 拙稿「オンライン上の契約解約と消費者保護」消費者庁リサーチ・ディスカッション・ペーパー「デジタル社会における消費者法制の比較法研究—デジタル化された取引における消費者の正当な利益の確保のために—」（2025年）19頁以下（https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/research_004/assets/future_caa_cms201_250328_02.pdf）。

正を「2021年改正」とする)では、BGB309条9号の適用対象となる契約の範囲など、基本的な枠組みの変更は行われていない。そこで、改正過程での議論を確認する前提として、BGB309条9号の規定内容を概観する。

1. 規定の位置づけ

BGBは、307条以下に約款の内容規制に関する規定を置いており、それらの規定に反する約款条項は無効となる。BGB309条は、約款における評価の余地のない禁止条項(ブラックリスト)を定めている。BGB308条が評価の余地のある禁止条項(グレーリスト)を規定しているのに対し、ここで挙げられている約款条項は、約款使用者の相手方に特に不利益なものであるため、評価の余地なく無効となる。BGB309条は、2002年の債務法現代化の際にBGBに取り入れられた、AGBG 11条の内容の大部分を引き継いだものであり、はじめに述べたように、BGB309条9号は、AGBG11条12号に対応する規定である。BGB309条9号は、一定の継続的債務関係について、契約の存続期間条項、黙示の契約更新条項、および解約告知期間条項を規制するものであるが、後述するように、適用対象となる契約は限定的である。また、BGB310条2項・4項により、エネルギー供給契約、相続法、家族法や組合法の領域に属する契約などは、適用除外とされている。さらに、事業者に対して用いられる約款にも適用されない(BGB310条1項)。適用対象とならない契約において、相手方を不当に契約に拘束するような約款上の条項は、内容規制の一般条項であるBGB307条の審査に服することになる⁶。なお、BGB309条9号が対象とする契約についても、補充的に、BGB307条による保護が与えられる⁷。

6 Stoffels, AGB-Recht 4. Aufl., S.323(Rn.719).

7 Stoffels, AGB-Recht 4. Aufl., S.322(Rn.717).

2. 規定の目的

BGB309条9号は、約款使用者の相手方が過度に長期にわたって契約に拘束され、その自由な意思決定が不当に妨げられることを回避しようとするものである⁸。長期の契約への拘束は、将来的な収益の見通しといった点で、物品等の提供者側である事業者には利益があるのに対し、消費者は、将来において物品やサービスが必要かどうかを長期的に予想することはできず、また、状況の変化による影響も受けやすい⁹。もっとも、個別に長期の契約を合意することは、BGB138条（公序良俗違反）の制限には服するものの、それ自体が問題とされるわけではない。しかし、それが約款による場合には、長期の存続期間の設定や意図しない契約更新、さらに、長期の解約告知期間を課されることによって契約からの離脱が困難となるといった不利益が問題となる。そこで、BGB309条9号は、長期に契約に拘束するような契約条項を禁止し、相手方の選択の自由を保護している。また、長期契約は、市場における競争の妨げとなることから、競争的観点からの意義もあるとされる¹⁰。以上のように、BGB309条9号は、約款使用者の競争制限的な利益と、画一的な大量契約における情報格差が結びつくことで、相手方が意図しないうちに長期間契約に拘束される危険が生じることを防ぐものであるとされる¹¹。

8 Becker in; Hau/Poseck, BeckOK BGB, 73. Edition, 2024, BGB § 309 Nr. 9, Rn.4. (以下、BeckOK BGBで引用する)、石田喜久夫編『注釈ドイツ約款規制法 [改訂普及版]』（同文館、1999年）254頁 [増成牧]、丸山・前掲注（4）32頁以下も参照。

9 Vgl. Becker, BeckOK BGB, § 309 Nr. 9, Rn.4.

10 Vgl. Stoffels, AGB-Recht 4. Aufl., S.322 (Rn.716); Wurmnest, Münchener Kommentar zum BGB 9. Aufl. 2022, BGB § 309 Nr. 9, Rn.1. (以下、MüKoBGBで引用する)

11 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn.1.

3. BGB309条9号によって無効となる条項

2021年改正前後のBGB309条9号は、以下のとおりである（内容に関わる改正は、下線部分）¹²。改正後BGB309条9号は、2022年3月1日以降に締結される継続的債務関係に適用されるが、これより前にすでに締結されていた契約には、改正前の規定が適用される¹³。

改正前BGB309条 評価の余地のない禁止事項	改正後BGB309条 評価の余地のない禁止事項
法律上の規定からの逸脱が許容される場合においても、普通取引約款において次のものは無効である。 （1号～8号：省略） 9号（継続的債務関係における存続期間） 約款使用者による物品の定期的な供給又は労務若しくは請負給付の定期的な提供を目的とする契約関係において、次のいずれかを定めるもの a）2年を超えて相手方を拘束する契約の存続期間 b）その都度1年を超えて相手方を拘束することになる契約関係の黙示の更新 c）当初の契約の存続期間又は黙示に更新された契約の存続期間の満了に先立ち、相手方の不利益において、3か月を超える解約告知期間 ただし、一体のものとして販売された物品の供給に関する契約及び保険契約については、この限りでない。	法律上の規定からの逸脱が許容される場合においても、普通取引約款において次のものは無効である。 （1号～8号：省略） 9号 約款使用者による物品の定期的な供給又は労務若しくは請負給付の定期的な提供を目的とする契約関係において、次のいずれかを定めるもの a）2年を超えて相手方を拘束する契約の存続期間 b）相手方を拘束することになる契約関係の黙示の更新。ただし、<u>契約関係が期間の定めなく更新され、かつ、相手方に最長1か月の解約告知期間でいつでも解約告知する権利が与えられている場合には、この限りでない。</u> c）<u>当初の契約の存続期間の満了に先立ち、相手方の不利益において、1か月を超える解約告知期間</u> ただし、一体のものとして販売された物品の供給に関する契約及び保険契約については、この限りでない。

（1）契約の存続期間に関する条項（BGB309条9号a）

BGB309条9号aは、一定の継続的債務関係について、契約の存続期間

12 条文訳について、増成・前掲注（8）253頁、丸山・前掲注（4）32頁、武田直大『不当条項規制による契約の修正』（弘文堂、2019年）364、365頁等を参考にした。なお、内容に関わらない変更部分として、BGB309条9号の見出しが削除されている。

13 民法施行法（EGBGB）229条60項2文。なお、基準となるのは、更新前の最初の契約の締結時点である。

の上限を定めている。この上限は、AGBGの規定から現行規定まで変更されておらず、2年である。もっとも、後述するように、2021年改正では、存続期間の上限についても見直しが検討されていた。

なお、BGB309条9号aは、2年間の契約への拘束が常に許されるという反対解釈を認めるものではない¹⁴。契約の種類によっては、2年間の存続期間が長すぎるとされる可能性があり、BGB309条9号aの上限にかからない場合であっても、BGB307条によって審査されることになる¹⁵。

BGB309条9号aによる無効の場合、存続期間の設定自体が全体として無効となり、存続期間の有効性を維持した縮減は行われ¹⁶ない¹⁶。判例は、BGB306条2項に基づき、補充的契約解釈によって無効となった存続期間に代わる期間を裁判所が認定するという方法を示している¹⁷。

(2) 黙示の契約更新に関する条項 (BGB309条9号b)

BGB309条9号bは、契約の黙示更新条項を規制するものである。2021年の改正前は、更新後の契約の存続期間が1年を超えるような黙示更新条項は無効とされていたが、改正後の規定では、黙示更新条項は原則として無効とされている。例外的に、更新後は期間の定めがない契約となり、かつ、消費者が1か月の予告期間を設定すればいつでも解約告知できるとする限りにおいて、黙示更新条項を付すことができる。

なお、改正前BGB309条9号bについても、1年までの契約期間であれば、黙示更新条項が許され¹⁸とする規定ではない。この点、裁判例では、最初の契約期間の2倍の期間が黙示で更新される契約条項は、BGB307条

14 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn18.

15 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn17. なお、契約への長期拘束に関する、BGB307条の適用状況についての詳細な検討として、丸山・前掲注(4)45頁以下がある。

16 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn28.

17 学説では見解が分かれている。Vgl. Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn28.

1 項に基づいて無効であるとしたものがある¹⁸。

BGB309条 9 号bによって黙示の更新条項が無効とされた場合、契約は、最初に定められた期間で終了するが、当事者双方が契約の履行を継続した場合は、契約は期間の定めのない契約に移行し、当事者はいつでも契約を解約告知できると解される¹⁹。

(3) 解約告知期間に関する条項 (BGB309条 9 号c)

BGB309条 9 号cは、消費者からの解約告知について、解約告知期間の上限を定めている。改正前BGB309条 9 号cは、最初の契約期間または黙示の更新後の契約期間の満了前に3か月よりも長い解約告知期間を必要とする条項を無効としていた。改正によって、この期間は1か月に短縮されることとなった。また、黙示更新後の解約告知期間については、改正後BGB309条 9 号bがこれを定めたことから、改正後BGB309条 9 号cは、最初の契約期間に関する解約告知期間のみを定めるものとなった。

なお、解約告知権の行使に関して、書面形式やテキスト形式 (Textform) よりも厳格な形式を要求するような条項や、解約告知の到達について、特別な要件を課すような条項 (例えば、「電話での確認をもって解約告知が有効となる」とするものなど) は、BGB309条13号に基づき無効となる可能性がある。

BGB309条 9 号cによる無効の場合、相手方は、契約の更新前にいつでも契約を解約告知できるとされる²⁰。

4. 適用対象となる契約の範囲

本規定は、約款使用者による物品の定期的な供給または労務もしくは請

18 AG Neuss, Urteil vom 09.05.2014 - 84 C 2066/13, BeckRS 2014, 11313.

19 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn28.

20 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn28.

負給付の定期的な提供を目的とする継続的債務関係に適用される（BGB309条9号1文）。そして、BGB309条9号2文は、一体のものとして販売された物品の供給契約と保険契約を適用除外としている²¹。

「物品」とは、有体動産を指す。定期的な物品の供給を目的とする契約の典型例として、ビール供給契約、新聞や雑誌の定期購読、一定期間内に一定量の商品を購入する義務を負っているような、ブッククラブやレコードクラブの会員契約などが挙げられる²²。約款使用者による定期的な労務提供や請負給付が行われる契約にも多様なものがある。例えば、定期的な労務提供を行うものとして、各種の教育契約²³、パートナー仲介業者との契約、信託契約や警備契約など²⁴、定期的な請負給付を行うものとして、エレベーターなどの機器の定期点検、建物の定期的な清掃などが挙げられる²⁵。なお、消費者が相手方となる典型的な継続的債務関係として、携帯電話契約のような電気通信サービスの提供契約も適用対象となるが、電気通信法（TKG）による規制が置かれており、そこでの規定による保護も受けることになる。この点については、後述する。

約款使用者による継続的な給付は、一定期間にわたる状態の維持や長期にわたる継続的な行為によって構成されうる²⁶。もっとも、継続的債務関係の定義規定はなく、具体的にどのような契約が継続的債務関係に該当す

21 BGB309条9号2文は、2016年に行われた改正前は、適用が除外される契約として、著作権等保有者と著作権利用組合との契約を規定していたが、オンライン音楽著作物指令（2014/26/EU）の国内法化に伴い、著作権管理団体系（VGG）に契約の解約告知に関する規定が置かれ、ここでの適用除外は削除となった。

Vgl. Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn.2.

22 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn. 8.

23 もっとも、通信教育については、通信教育受講者保護法（FernUSG）による保護が別途与えられている。

24 Vgl. Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn. 9.

25 Vgl. Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn. 10.

26 Becker, BeckOK BGB, § 309 Nr. 9, Rn.6.

るかについては、解釈に委ねられている²⁷。本稿では詳しく立ち入らないが、あらかじめ全体として供給される量が確定しているが、個々の給付行為が長期にわたって分割して行われる契約（Teillieferungsverträge）が継続的債務関係に該当するか否かについては、見解が分かれている²⁸。この点、BGB309条9号2文が明記しているように、長期的な供給契約が「一体のものとして販売された物品」に関するものについては、適用が除外されている。これは、複数巻からなる事典や全集のような、いわゆるセット販売の商品を指す²⁹。

このように、BGB309条9号が対象とする継続的債務関係は、一定の範囲に限定されており、継続的契約の典型である使用賃貸借や用益賃貸借、リース契約なども適用範囲に含まれていない³⁰。約款規制法の制定時、本規定の適用範囲をめぐっては議論があったが、継続的債務関係という概念が非常に多様な契約類型を含むものであり、あらゆる契約に妥当する規定を設けることの難しさから³¹、対象となる契約は限定され、無効とされる条項の内容も緩やかなものとなったと説明される³²。個別に問題となる契約として、賃貸借の要素が支配的な混合契約（例えば、サービス付高齢者住宅、フィットネスセンターの機器利用）などには、BGB309条9号は適用されないと解される³³。

継続的債務関係において、契約の存続期間をめぐる当事者間の利害関係

27 Vgl. Becker, BeckOK BGB, § 309 Nr. 9, Rn. 6. 継続的債務関係の定義をめぐ
る議論について、佐藤史帆「ドイツにおける継続的契約の解消法理の展開(三)」
法学論叢190巻4号（2022年）62頁以下も参照。

28 Vgl. Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn. 8; Becker, BeckOK BGB, § 309
Nr. 9, Rn. 6.

29 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn.13.

30 Vgl. Buchmann/Panfili, Das neue Schuldrecht, 2022, § 7 Rn. 16 ; Markus
Stoffels, AGB-Recht 4. Aufl., S. 323(Rn. 719). 丸山・前掲注（4）33頁も参照。

31 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn. 11.

32 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn. 11.

33 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn. 11.

には、非常に多様なものがある³⁴。例えば、長期の契約は、支払いの分割という要素もあり、消費者にとって望ましい契約条件が提示される場合もありうる。保険契約についても、長期にわたる契約が当事者双方にとって有益なものであるという理由から、BGB309条9号2文によって適用対象から外されている。以上のように、BGB309条9号の適用範囲は制限的であり、また、適用対象となる契約についても、BGB307条に基づく判断に委ねられている部分が少なくない。

5. EU法との関係

はじめに述べたように、今回の改正は、EU法の要請によるものではないが、EU法との接点および関連する規定について確認しておきたい。

(1) 不公正条項指令

不公正条項指令（93/13/EEC）は、EU加盟国が消費者の保護をより高い水準で確保するため、指令によって規制される領域において、条約に一致する最も厳格な規定を置くことを認めている（不公正条項指令8条）。そして、不公正条項指令3条3項は、指令の付則には、それが個別に交渉されなかった場合には不公正であるとみなされるであろう条項の支持的かつ例示的リストが含まれると規定する³⁵。付則1号hは、期間の定めのある契約について、不合理に早い時期に設定された期限までに消費者が別段の指示を行わない限り、自動的に契約が更新されることを挙げている。ここで問題とされているのは、自動的な契約更新そのものではなく、BGB309条9号cが規制しているのと同様に、消費者が別段の指示を行う

³⁴ Becker, BeckOK BGB, § 309 Nr. 9, Rn. 2.

³⁵ 河上正二＝大村敦志訳「EC消費者関連指令（仮訳）—最近の二つの重要指令」NBL534号（1993年）43頁参照。

期限と契約更新の時点との短すぎる期間であると解されている³⁶。この点について、契約の存続期間や黙示の自動更新条項について、EU法の枠組みにおける保護が欠けているとの指摘もみられる³⁷。

（２）消費者権利指令

約款規制ではないが、消費者権利指令（2011/83/EU）に基づくものとして、継続的債務関係における契約期間および解約告知の条件についての情報提供義務が、BGB312a条2項、民法施行法（以下、「EGBGB」とする）246条1項6号に規定されており、例外として規定されている一部の契約を除き、原則としてすべての消費者契約に適用される。この規定は、継続的または定期的な給付を内容とする契約を対象としているため、賃貸借型の契約などにも適用される³⁸。

Ⅲ 「公正な消費者契約のための法律」における改正議論の展開

1. 改正法の概要

「公正な消費者契約のための法律」は、BGBとドイツ不正競争防止法（以下、「UWG」とする）を改正するものであり³⁹、2021年6月24日の連邦議会で採択された。BGBの改正は、本稿で取り上げるBGB309条9号、BGB312k条のほか、BGB308条9号において、債権譲渡を排除する条項の無効に関する規定改正が行われている⁴⁰。また、UWGでは、電話勧誘に

36 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn. 6; Wais, Gesetzlicher Schutz vor ungewollten Vertragsverlängerungen, NJW 2018, 1777 (1778).

37 Wais, NJW 2018, 1777 (1778).

38 Wendehorst, MüKoBGB, § 312a, Rn. 31, 32.

39 厳密には、施行時期を定めるものとして、民法施行法（EGBGB）の改正も含まれる。

40 この点について、拙稿「ドイツ債務法における近時の改正動向」消費者法研究14号（2023年）241頁参照。

よる取引に関する消費者保護を強化するための改正が行われた（UWG 7a 条、UWG20条）⁴¹。改正された規定のうち、BGB309条9号については、2022年3月1日に、BGB312k条については、同年7月1日に施行された。両規定の改正は、実務における対応期間が必要であるとされたためである。その他の規定は、2021年10月1日に施行されている。

なお、最初に公表された参事官草案では、本改正法が取り扱う対象として、大きく分けて3つの問題が挙げられていた。第一に、違法な電話勧誘行為における消費者保護を目的とする改正である⁴²。これについては、上述のとおり、UWGの改正が中心であるが、参事官草案では、BGBの一部改正も併せて提案されていた（BGB-RefE 312c条、BGB-RefE 312f条2項）⁴³。これらのBGB改正提案について、政府草案では、その内容をエネルギー事業法（EnWG）41条1項1文の改正によって実現するとの提案が示されていたが、その後、エネルギー事業法（EnWG）の改正は、別の法律に移されている⁴⁴。第二に、約款における契約条項について、継続的債務関係における消費者の市場機会の活用の不当な制限と債権譲渡の不当な

41 2021年のUWG改正については、中田邦博・カライスコス アントニオス・古谷貴之「2021年ドイツ不正競争防止法改正の意義と条文訳」龍谷大学社会科学研究年報52号（2022年）231頁以下を参照。

42 Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz, S.1.

43 数量の定めがないガスまたは電気の供給契約が電話で締結された場合、その契約は、事業者が契約内容を持続的データ記録媒体で提示した後に、消費者がテキスト形式で同意しなければ有効としないとする新たな規定を、遠隔販売契約について定めるBGB312k条に追加するとの提案が示されていた（BGB-RefE 312c条3項・4項）。BGB-RefE 312f条は、BGB312c条の改正に伴い、契約の確認書に関する規定の修正を行うものである。

44 Gesetz zur Umsetzung unionsrechtlicher Vorgaben und zur Regelung reiner Wasserstoffnetze im Energiewirtschaftsrecht, BGBl. Teil I Nr. 47(2021)S. 3026. エネルギー事業法41b条1項に、テキスト形式による要件規定が置かれている。

制限という問題が挙げられている⁴⁵。これには、BGB308条9号、BGB309条9号の改正が含まれる。

以上に加えて、欧州司法裁判所の判決（Ferenschild判決）を受けて、消費用動産売買指令（1999/44/EC）に抵触する状態となっていた売買規定（BGB476条2項）の改正が提案されていたが、今回の改正法で対応する必要はなくなったとして、政府草案の公表後に削除となった⁴⁶。

2. BGB309条9号をめぐる議論

消費者が意図しない過度に長期の契約への拘束といった問題は、AGBG11条12号（BGB309条9号）の目的から明らかなように、約款規制法の制定時から認識されてきた。しかし、以下でみる草案の理由書で述べられているように、改正前BGB309条9号のもとでは、2年間の有期契約と、その後の黙示更新の繰り返しを前提とする契約が多くの分野に広がっており、最初の契約期間中には適用されていた優遇措置や割引が更新後には適用されないなどの問題が増加したことが、改正の背景に存在する。学説においても、携帯電話契約やフィットネスジムの会員契約などを典型的な例として、立法的な対応の必要性が指摘されていた⁴⁷。そして、2021年改正は、BGB309条9号b・cをより制限的な内容とし、継続的債務関係における消費者保護を図っている。以下では、このような規定改正がいかなる議論を経て行われたかについて、その過程をみることにする。BGB309条9号の改正をめぐるのは、2020年1月に公表された参事官草案⁴⁸、同年12月に公表

45 Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz, S.1.

46 Ferenschild判決については、古谷貴之「欧州司法裁判所2017年7月13日判決（Ferenschild判決）の検討—消費用動産売買における「責任期間」と「時効期間」の区別の意義—」産大法学52巻3号（2018年）77頁以下を参照。

47 Wais, NJW 2018, 1777 (1777).

48 Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz: Entwurf eines Gesetzes für faire Verbraucherverträge(https://www.bundestag.de/resource/blob/1000000/202012/1/20201201_1000000_1000000_1000000.pdf)

された政府草案⁴⁹、そして、最終的に成立した法案において変遷がみられることから、それぞれの内容を確認する。

(1) 参事官草案

BGB-RefE309条 9 号 評価の余地のない禁止事項

法律上の規定からの逸脱が許容される場合においても、普通取引約款において次のものは無効である。

(1号～8号：省略)

9号(継続的債務関係における存続期間)

約款使用者による物品の定期的な供給又は労務若しくは請負給付の定期的な提供を目的とする契約関係において、次のいずれかを定めるもの

- a) 1年を超えて相手方を拘束する契約の存続期間
- b) その都度3か月を超えて相手方を拘束することになる契約関係の黙示の更新
- c) 当初の契約の存続期間又は黙示に更新された契約の存続期間の満了に先立ち、相手方の不利益において、1か月を超える解約告知期間

ただし、一体のものとして販売された物品の引渡しについての契約及び保険契約については、この限りでない。

↘ www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Gesetzgebung/RefE/RefE_Faire_Verbrauchervertraege.pdf?__blob=publicationFile&v=3

49 Gesetzentwurf der Bundesregierung: Entwurf eines Gesetzes für faire Verbraucherverträge. (https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Gesetzgebung/RegE/RegE_Faire_Verbrauchervertraege.pdf?__blob=publicationFile&v=3)

参事官草案は、BGB309条9号の改正の目的は、存続期間条項や黙示の更新に関する約款条項をさらに制限することで、消費者が過度に長期にわたって契約に拘束されることを防止することにあるとする⁵⁰。その背景として、自らの意思に反して契約が更新された時にはじめて、黙示更新条項が契約に含まれていることに気がつく消費者が多く、黙示更新条項を認識している消費者であっても、解約告知の時期を逃してしまうことが少なくないと指摘する。また、契約の存続期間の上限を2年間とするBGB309条9号のもとでは、かつては期間の定めのない契約が一般的であった分野でも、現在では、2年間の当初の契約期間と黙示的な更新を繰り返すことを前提とした契約が広く一般的に行われるようになっていているとして、このような現状は、競争を大きく制限するものであるとする。

以上のような理由から、参事官草案は、BGB309条9号について、契約の存続期間の上限、黙示更新後の契約の存続期間の上限、解約告知期間の上限のいずれもを、より短くすることを提案している。具体的には、契約の存続期間の上限を2年から1年に（BGB-RefE 309条9号a）、黙示の更新後の契約の存続期間の上限を1年から3か月に（BGB-RefE 309条9号b）、解約告知期間の上限を3か月から1か月にそれぞれ短縮するとした（BGB-RefE309条9号c）。

なお、参事官草案では、黙示の更新条項をめぐる問題について、それ自体を禁止することは妥当ではなく、消費者が契約の維持を望む場合には、新たな意思表示がなくても契約が継続される黙示の更新を今後も可能とすべきであるとしている⁵¹。そして、消費者が適時の解約告知を逃した場合、速やかに契約を解約告知できるようにすべきであるが、これは、黙示更新

50 Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz, S. 23.

51 Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz, S. 23.

後の契約存続期間を3か月に短縮することで達成されるという。

参事官草案のうち、解約告知期間に関するBGB309条9号cについては、ここでの提案内容がそのまま改正に至ったが、BGB-RefE309条9号a・bについては、その後の議論の中で修正されることになった。

(2) 政府草案

BGB-RegE309条9号 評価の余地のない禁止事項

法律上の規定からの逸脱が許容される場合においても、普通取引約款において次のものは無効である。

(1号～8号：省略)

9号 (継続的債務関係における存続期間)

約款使用者による物品の定期的な供給又は労務若しくは請負給付の定期的な提供を目的とする契約関係において、次のいずれかを定めるもの

a) 次のいずれかを定めるもの

aa) 2年を超えて相手方を拘束する契約の存続期間

bb) 1年を超えて、最長2年まで相手方を拘束する契約期間を定めるものであって、約款使用者が、同一の給付に関し、1年間の契約存続期間である契約を、月額平均で長期の契約の価格を25%を超えて上回らない価格で提供していない場合

b) 次のいずれかを定めるもの

aa) その都度1年を超えて相手方を拘束することになる契約関係の黙示の更新

bb) その都度3か月を超えて最長1年まで相手方を拘束することになる契約関係の黙示の更新。ただし、当初に定められた又は黙示に更新された契約期間満了の遅くとも2か月前、早くとも4

か月前までに、約款使用者がテキスト形式（Textform）で以下の事項について通知した場合にはこの限りでない：

aaa) 合意した契約期間の終了時点

bbb) 契約が適時に解約告知されなかった場合に更新される期間

ccc) 解約告知が約款使用者に遅くとも到達しなければならない時点

c) 当初の契約の存続期間又は黙示に更新された契約の存続期間の満了に先立ち、他方の契約当事者の不利益において、1 か月を超える解約告知期間

ただし、一体のものとして販売された物品の引渡しについての契約及び保険契約については、この限りでない。

BGB309条9号の改正について、政府草案は、参事官草案とは異なる方向性を示している。まず、契約の存続期間について、2年間までの存続期間を定めることは引き続き可能であるとしたうえで、追加的な条件を規定している。具体的には、1年を超える存続期間を有効とするためには、消費者に対して、同一の給付を1年単位の契約で提供する選択肢が同時に提示されなければならない、その月々の価格は、1年を超える契約の月々の平均価格を25%を超えて上回ってはならないとする（BGB-RegE309条9号a）。政府草案の理由書によると、ここでの「同一の給付」について、賞金（Prämien）や景品（Zugaben）、その他の無償で与えられるものについては、価格が合意された有償給付の一部ではないため、考慮されない⁵²。

黙示の更新についても、更新後の契約存続期間の上限を1年とする規定を維持しながら、更新後の契約存続期間が3か月を超える場合には、約款使用者に対して、相手方に適時に解約告知が可能であることを通知する義務を課す。具体的には、契約期間の終了時点、解約告知権の行使期限、解

52 BT-Drs. 19/26915, S. 31.

約告知しなかった場合に更新される契約の存続期間について、契約期間満了前の4か月前から2か月前までの間に、テキスト形式で通知しなければならないとする（BGB-RegE309条9号b）。政府草案の理由書では、約款使用者が、以上の内容を含む通知を行うことを条件とする黙示更新条項を約款に置き、実際に通知を行うことで、BGB-RegE309条9号bが定める内容は満たされるとしている⁵³。通知期間は、契約期間満了前の4か月前から2か月前までの間に行うとすれば足り、約款において具体的な時点を定める必要はない⁵⁴。政府草案は、参事官草案と同様に、黙示の更新条項を禁止することは妥当ではないとしている。その理由として、継続を希望する消費者には黙示の更新を引き続き認めることが適切であるとする⁵⁵。政府草案の規定は、消費者が契約の継続か解約告知かを、より自由に選択でき、事業者側も、公共交通の分野における年間購入のように、1年ごとに更新される支払・給付モデルを引き続き提供できるようにするものであるという⁵⁶。

（3）連邦参議院の意見書と連邦議会の応答

i) 連邦参議院の意見書

政府草案に対しては、連邦参議院による意見書が示されている⁵⁷。まず、政府草案が提案した条文内容に関わる指摘として、BGB-RegE309条9号aについて、1年を超える長期の契約と比べた場合の1年未満の契約との価格差に関する規定は、法的安定性を鑑み、できる限り明確にすべきであるとしている⁵⁸。また、長期の契約には景品など無償の提供を付加しながら、

53 BT-Drs. 19/26915, S. 31.

54 BT-Drs. 19/26915, S. 31.

55 BT-Drs. 19/26915, S. 32.

56 BT-Drs. 19/26915, S. 31, 32.

57 BT-Drs. 19/26915, S. 40ff.

58 BT-Drs. 19/26915, S. 41.

短期の契約には事務手数料のような形で追加費用を課すといった場合のように、25%という価格差の上限を実質的に損なう可能性を排除すべきであるとして、「無償の提供を考慮する」という文言を加えることを提案している⁵⁹。

さらに、連邦参議院は、政府草案に含まれていない点として、BGB-RegE309条9号の適用範囲の拡大に言及している。BGB309条9号が「約款使用者による物品の定期的な供給又は労務若しくは請負給付の定期的な提供を目的とする契約関係」に限定しているのに対し、フィットネススタジオ契約に関して、役務提供契約上の特徴を伴う特別な義務を含まない場合には、本規定が適用されないとする連邦通常裁判所（BGH）の判決⁶⁰の立場や、役務提供契約上の義務が存在する場合でも、複合契約としてBGB309条9号の適用を受けるかについて、BGHは明確に判断していないことを挙げる⁶¹。そして、本規定の適用範囲を、スポーツ施設やレジャー施設を有償で利用することを内容とする契約にも拡大すべきであるとすると⁶²。これにより、フィットネススタジオ契約だけでなく、テニスコート等の定期利用やウェルネス施設の定額制利用など、スポーツ・レジャー全体において、消費者を保護することができるとしている。

以上に加えて、継続的債務関係の解約告知に関係するものとして、BGB312i条と312j条の改正提案がなされている。BGB312i条は、電子商取引における一般的な義務を定め、消費者による注文時に、その注文の受領を遅滞なく電子的手段で確認する義務を事業者に課すものであるが、連邦参議院は、「契約締結後の契約関係に関する重要な意思表示、特に、解約告知、撤回および契約関係に基づく権利行使（契約に関わる意思表示）」

59 BT-Drs. 19/26915, S. 41.

60 BGH Urteil vom 8. Februar 2012 – XII ZR 42/10.

61 BT-Drs. 19/26915, S. 41.

62 BT-Drs. 19/26915, S. 41.

の場合にも、事業者意思表示の到達についての受領確認義務を課すことを提案している⁶³。次に、BGB312j条は、電子商取引における消費者に対する特別な義務を定めるものであるが、ここに、消費者の注文がボタン操作によって行われ、かつ、それによって継続的債務関係が成立した場合には、当該契約の解約告知のために、容易に見つけることができ、バリアフリーで読みやすく、わかりやすく表示された（「契約を解約告知する」という文言の記載）、解約告知ボタンを設けることを事業者義務づける規定の追加を提案している⁶⁴。このような規定の提案理由について、消費者にとって、継続的債務関係の契約締結が容易である一方、解約告知が難しい場合が多いこと、また、インターネットを介する取引では、「注文ボタン」によって容易に契約が成立するのに対し、それに対応するような容易な解約告知手段は存在していないと指摘している⁶⁵。解約告知の場合の事業者の受領確認を義務化するBGB312i条1項1文3号の改正提案とあわせると、契約締結時と比較したときの解約告知手続における構造的な不均衡が解消されるという⁶⁶。

ii) 連邦参議院の意見書に対する連邦議会の反対意見

連邦参議院の意見書に対し、連邦議会は次のように応答している。まず、BGB-RegE309条9号aについては、価格に関する規定はすでに明確であるとして、提案は受け入れないとしている⁶⁷。

次に、適用範囲を拡張すべきかについては吟味するとしううえで、現在、スポーツ施設やレジャー施設を有償で利用する契約は、内容規制の一般条項であるBGB307条1項の判断にかかることになるが、この場合に、

63 BT-Drs. 19/26915, S. 41, 42.

64 BT-Drs. 19/26915, S. 44, 45.

65 BT-Drs. 19/26915, S. 44.

66 BT-Drs. 19/26915, S. 45.

67 BT-Drs. 19/26915, S. 48.

BGB309条9号が示す存続期間についての評価が考慮されるべきであると
するBGHの立場に言及している⁶⁸

さらに、BGB312i条とBGB312j条の改正提案について、BGB312i条に関
しては、電子商取引で締結された契約について、すべての契約に関する意
思表示の受領を電子的に確認する義務を事業者に課す必要性はないとし、
BGB312jの改正という形で提案された解約告知方法については、検討する
とした⁶⁹。後述のとおり、解約告知ボタンに関する規定は、BGB312k条の
新設という形で改正法に取り入れられることになった。

(4) 参事官草案および政府草案をめぐる議論

参事官草案および政府草案に対しては、各業界の団体やドイツ連邦消費
者センター(vzbv)などから多数の意見書が提出されている。参事官草案
に対しては、契約の存続期間の上限を1年に短縮するという提案(BGB-
RefE 309条9号a)について、事業者側の立場からは、収益見通しを困難
にし、コスト増加による価格上昇を招くことから、むしろ消費者にとって
不利益であるといった批判が多く寄せられたようである⁷⁰。

継続的債務関係における存続期間条項をめぐる問題を詳細に検討するも
のとして、バイロイト大学のSchmidt-Kesselは、政府草案に対する意見書
の中で、いくつかの観点から、改正案への批判と提案を行っている⁷¹。継
続的債務関係に関する部分をやや詳しく確認すると、①BGB309条9号の

68 BT-Drs. 19/26915, S. 48.

69 BT-Drs. 19/26915, S. 48.

70 参事官草案に対する意見書について、連邦司法省のHPを参照。https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/DE/2020_Faire_Verbraucher-vertraege.html

71 Schmidt-Kessel, Stellungnahme zum Entwurf eines Gesetzes für faire Verbrauchertr ge, S. 2ff. (<https://www.bundestag.de/resource/blob/825870/3f1035778773fc5ea0e9f92c8b00d395/stellungnahme-schmidt-kessel.pdf>)

適用範囲を使用賃貸借契約やレジャー施設利用契約にも拡大すべきであること、②最初の契約期間については、2年の上限を維持すべきであること、③同一の給付に関する代替案の要求は、内容が不明確かつ過度に制限的であり、その法的効果も十分に検討されていないこと、④黙示の更新後の契約を期間の定めのない継続的債務関係に移行させること、⑤消費者による解約告知を容易にするための規定を、BGBに置くべきであること。とりわけ、黙示の更新の場合には「解約告知ボタン」を設けるべきであること、⑥一般債務法において、継続的債務関係の通常の解約告知に関する一般規定を設けるべきであること、⑦更新後の解約告知期間については、債務法の各則部分の規定における解約告知期間や電気通信法（TKG）における解約告知期間との調整をすべきであること、を指摘している。

以上には、政府草案の具体的な提案内容に対する批判のほか、より大きな視点からの提案が含まれるが、社会的背景に言及した指摘として、①現行BGB309条9号およびBGB-RegE309条9号の適用範囲に関しては、使用賃貸借契約を包括的に適用除外していることを問題視し、このような契約は、近年特にデジタルの分野で増加しており、デジタル社会における契約法とは適合しないとする⁷²。また、⑥継続的債務関係に関する一般規定の必要性に関して、「所有から利用へ」という社会的なパラダイムシフトが進む中で、継続的債務関係に関する一般規定が、BGB313条（行為基礎の喪失）、BGB314条（重大な理由による解約告知）しか存在しないという状況は不適切であるという⁷³。

さらに、Schmidt-Kesselは、ここでの本質的な問題は、最初の存続期間の設定ではなく、連続して更新する契約の現象であることを強調している⁷⁴。なぜなら、当初契約の締結時には、契約の存続期間は明確であり、

72 Schmidt-Kessel, a.a.O.(Fn. 71), S. 4.

73 Schmidt-Kessel, a.a.O.(Fn. 71), S. 3ff.

74 Schmidt-Kessel, a.a.O.(Fn. 71), S. 4ff.

透明性を欠くこともなく、最長2年の当初契約の存続期間が、消費者の正当な期待に反するものとは必ずしもいえないとする。そして、政府草案が1年を超える契約について課した追加的な条件は、価格設定の自由に不当に介入し、十分な理由づけを欠いており、適切ではないとする。契約の黙示更新に関する事業者の通知義務についても、通知を受けた消費者は、その多数が関心を示さず、行動に繋がらないといった問題点を指摘している。

なお、連邦参議院やSchmidt-Kesselの意見書で提案されている解約告知権の容易な行使方法については、バーデン＝ヴュルテンベルク州消費者委員会やフォルツハイム大学の消費者研究センターなどが政府草案に対して示した意見書の中でも提案が行われている⁷⁵。

(5) 法務委員会による修正案の決議勧告

i) BGB309条9号の大幅な修正

その後、法務・消費者保護委員会による修正案が示され、これが連邦議会で採決されるに至った。改正後の現行規定の内容は、すでに確認したとおりであるが、契約の存続期間については、政府草案が示した、同一給付に関する短期契約と長期契約の価格差に踏み込んだ規定は採用されず、付加的な条件なく、2年間という上限が維持されることとなった。政府草案から大幅な修正には、上でみたように、その規定の複雑さや価格設定に関する根拠の不十分さに対する批判が影響しているものと思われる⁷⁶。

他方で、参事官草案と政府草案が黙示の更新条項を禁止しないとする立

75 Stellungnahme 55/2020 sowie 59/2021 zum Entwurf eines Gesetzes für faire Verbraucherverträge ; Vgl. Brönneke, Stellungnahme zum Entwurf eines Gesetzes für faire Verbraucherverträge sowie begleitender Anträge (BT-Drs: 19/26915 sowie 19/17449, 19/17451, 19/26630), S.1ff. この点について、拙稿・前掲注(5) 21頁参照。

76 Wurmnest, MüKoBGB, § 309 Nr. 9, Rn. 3; Buchmann/Panfili, Das neue Schuldrecht, 2022, § 7 Rn.13も参照。

場を採ったのに対し、改正法は、それ自体を大幅に制限するものとなった。政府草案における通知義務を追加した規定は、その複雑さが批判されているところであるが、黙示の更新後は常に期間の定めのない契約になるという、改正前の規定や政府草案までの提案からは異なる方向性が採用されたことになる。修正案では、このような規定により、消費者は、意図しない契約更新によって長期間契約に拘束されるリスクから保護されるとともに、他の契約モデルや他の事業者への乗り換えをスムーズに行うことが容易になると説明されている⁷⁷。契約当事者が契約に満足している場合には、契約を継続できる柔軟性は残されており、消費者は、契約更新後も短期間で解約告知が可能であるという状態が確保されることになるという⁷⁸。

ii) 電子商取引における継続的契約の解約告知方法の導入

政府草案から変更点としては、容易な解約告知方法の提供を事業者に義務づけるものとして、新たにBGB312k条⁷⁹が設けられることになったこ

77 BT-Drs. 19/30840, S. 14.

78 BT-Drs. 19/30840, S. 14.

79 BGB312k条 電子商取引における消費者契約の解約告知

- (1) 消費者がウェブサイト上で電子商取引における契約を締結することが可能であり、その契約が事業者が有償の給付 (entgeltlichen Leistung) について義務を負う継続的債務関係の発生に向けられる場合、事業者はこの規定に従う義務を負うものとする。次に掲げる場合には、この規定は、適用しない。
 1. 解約告知について、テキスト形式よりも厳しい形式が法律で排他的に規定されている契約
 2. 金融サービスに関するウェブサイト又は金融サービスに関する契約
- (2) 事業者は、消費者が、前項1文に従いウェブサイトで締結されうる契約の通常又は特別な解約告知のための表明を、ウェブサイトで解約告知ボタンにより提示しうることを確保しなければならない。この解約告知ボタンは、わかりやすい (gut lesbar) ものであればならず、「契約の解約告知はこちらVerträge hier kündigen」という文言と異ならないか、又はそれに相当する明白な表現で表示されなければならない。このボタンは、次に掲げる内容を備えた確認画面 (Bestätigungsseite) に消費

とも重要である⁸⁰。BGB312k条は、物品の定期的な供給または役務の定期的な提供を目的とする継続的債務関係である消費者契約であり、電子商取引においてウェブサイトで契約締結が可能なものについて、容易な解約告

-
- ゝ 者を直接に導くものでなければならない。
1. 次に掲げる情報を提供しよう消費者を促し、かつ可能とするものでなければならない。
 - a) 解約告知の種類及び特別な解約告知の場合には解約告知の理由
 - b) 消費者の明確な識別可能情報
 - c) 契約の明確な表示
 - d) 解約告知によって契約関係を終了させる時点
 - e) 解約告知の確認の迅速な電子的な送信を事業者が可能とする情報
 2. 確認画面は、消費者が解約告知の表明を申し出ることが可能な確認ボタンを備えていなければならない。この確認ボタンは、わかりやすいものでなければならない。「今すぐ解約告知するjetzt kündigen」という文言と異ならないか、又はそれに相当する明白な表現で表示されていなければならない。
このボタン及び確認ページは、永続的に利用可能であり、直接かつ容易にアクセスできるものでなければならない。
 - (3) 消費者は、確認ボタンのクリックにより提示した解約告知の表明を、その表明を行った日時とともに、解約告知の表明が確認ボタンのクリックにより提示されたことを認識できるように、耐久性のあるデータ記録媒体に保存することができなければならない。
 - (4) 事業者は、消費者に対し、解約の表明の内容、到達日時、及び解約告知により契約関係が終了する時点を、即時に、電子的方法でテキスト形式により確認しなければならない。確認ボタンのクリックにより提示された解約告知の表明は、事業者に対して、その提示後直ちに到達したものと推定する。
 - (5) 消費者が解約告知の表明の際に、契約関係を終了させる時点を提示しなかったときは、疑わしい場合において、可能な限り早い時点で解約告知の効果が生じるものとする。
 - (6) 第1項及び第2項によりボタン及び確認画面が提供されない場合は、消費者は、その解約告知のためのボタン及び確認画面が提供されなければならない契約を、解約告知期間を遵守することなくいつでも解約告知することができる。これは、消費者が特別な解約告知が可能な場合について、影響しない。

80 BGB312k条の規定内容と、その解釈をめぐる問題については、拙稿・前掲注

(5) 23頁以下で紹介した。

知方法の提供を事業者に義務づけている。本規定に基づき、事業者は、ウェブサイトに解約告知ボタンを設け、「契約の解約告知はこちら」という文言やそれに相当する明白な表現で、わかりやすく表示しなければならない。BGB312k条は、2段階での解約告知を定めており、このボタンは、クリックすると直接に解約告知手続の確認画面に移動するものでなければならない。確認画面では、解約告知の最終的な意思表示をするための確認ボタンを設けておかなければならない。このほか、解約告知の事業者への到達をめぐるトラブルに対応するものとして、消費者が解約告知の内容を後から確認できるようにするため、電子メールの送信等による通知義務についても定められている（BGB312k条3項・4項）。以上の要件を満たす解約告知ボタンや確認画面の提供がされていない場合、消費者は、いつでも契約を解約告知することができる（BGB312k条6項）。

このように、長期契約への拘束という問題に対しては、約款規制に加えて、解約告知方法の確保という点での対応も盛り込まれることになった。

3. その他の法律による規制

継続的債務関係の存続期間等に関わるその他の立法動向として、電気通信法（以下、「TKG」とする）の改正がある。これは、消費者が関係することの多い携帯電話契約にも適用される。2021年5月7日連邦議会により採択され、同年12月1日に施行された、電気通信現代化法（Telekommunikationsmodernisierungsgesetz – TKMoG）⁸¹ は、TKGを改正し、欧州電子通信指令（2018/1972/EU）⁸² の国内法化のほか、いくつかの修正を行っている。

81 Telekommunikationsmodernisierungsgesetz, BGBl. Teil I Nr. 35(2022)S. 1858.

82 欧州電子通信指令（2018/1972/EU）について、夏井高人「欧州電子通信法指令（EU）2018/1972[参考訳]」法と情報雑誌4巻2号（2019年）1頁以下を参照。

TKG56条1項1号は、消費者と、公衆が利用可能な電子通信サービスの提供者との間で締結される契約で、番号に依存する個人間通信サービスおよび機械対機械サービスの提供のために使用される送受信サービス以外のものについては、最初の契約期間は24か月を超えてはならないとしている。そして、同項2号により、電子通信サービス提供者は、契約締結前に、最初の契約期間が最長で12か月までの契約を消費者に提供する義務を負う。また、公衆が利用可能な電子通信サービスの提供者とエンドユーザとの間で締結される契約（番号に依存する個人間通信サービスおよび機械対機械サービスの提供のために使用される送受信サービス以外）において、最初の契約期間終了後、エンドユーザが期限までに解約告知しない場合は自動的に契約が更新される旨の条項がある場合、エンドユーザは、最初の契約期間終了後、いつでも1か月の解約告知期間をもって契約を解約告知することができる（TKG56条3項1文）。そして、電子通信サービス提供者は、契約の更新に先立ち、持続的データ記録媒体によって、エンドユーザに対して、適時に、①契約が黙示で更新されること、②期限内に解約告知することで契約更新を妨げることができること、③更新された契約は第1文に基づいて解約告知する権利があることの3点を通知しなければならない（TKG56条3項2文）。TKG56条1項は、欧州電子通信指令105条1項1文を、TKG56条3項は、欧州電子通信指令105条3項をそれぞれ国内法化したものである。もっとも、同指令は、加盟国が24か月よりも短い契約期間の上限を定めることを認めており、TKG56条1項2号において、期間を12か月とする契約を消費者に提供する義務が維持されている⁸³。TKGの規

83 Ditscheid/Boms in: Geppert/Schütz, Beck'scher stillschweigender Vertragsverlängerung TKG-Kommentar, 5. Auflage 2023, TKG § 56 Rn. 1. なお、TKGの改正議論においては、BGB309条9号aの政府草案の提案と同様に、12か月を上限とする契約は、その価格が長期契約（24か月）で支払う月額価格を25%を超えて上回らない内容で提供されなければならないとする提案が示されていたが、採用されなかった。

定は、BGB309条9号に対する特別法として、ここで規制対象とする契約に適用されることになる。

Ⅳ ドイツにおける改正議論の整理

改正過程における議論から読み取ることができる範囲にとどまるが、そこで問題とされた点について、若干の整理を行うことにしたい。

1. 改正の背景

ドイツにおける今回の改正議論で検討された問題は、AGBGの制定時から、すでに認識されてきたものである。これに加え、近年では、携帯電話契約やフィットネスジムの会員契約といった例が挙げられるように、継続的債務関係の増加と多様化、消費者の生活における重要性の高まりといった事情が改正の背景にあることが窺える。参事官草案や政府草案でも指摘されていたように、従来では期間の定めのない契約が通常であった分野において、有期契約とその後の黙示更新という契約のあり方が一般化し、特に、黙示の更新によって消費者に生じる不利益が問題となっている状況がみられた。

2. 契約の存続期間条項等の見直し

BGB309条9号の改正をめぐっては、この問題に対し、複数の対応のあり方が示されたことが注目される。まず、契約の存続期間の上限については、2年という期間が維持されることになったが、そこでは、期間の上限を短縮することによる価格への跳ね返りのほか、最初の契約期間に関する透明性が確保されていれば、消費者の正当な期待を必ずしも損なうものではないことなどが指摘されていた。これに対し、ドイツ連邦消費者センターは、消費者保護において最長期間を1年とすることの必要性を改正法

の施行後も引き続き指摘している⁸⁴。なお、ドイツの改正議論では、長期契約に加えて、短期契約のプランを提案する義務を事業者に課すとする提案が、BGBとTKGのいずれもにおいて示されていた。もっとも、上でみたように、価格設定の自由への介入に対する懸念だけでなく、価格差の限度を法律上で規制することや、その場合に比較される給付の範囲（付随的な特典、景品などの取り扱い）をどのように画するかなどの問題があり、さらには、消費者の意思決定の自由の確保というBGB309条9号の本来の目的に照らしても、複雑な選択肢を消費者に与えるという政府草案の方針には課題が多かったものと思われる。他方、TKGには、内容に関しての条件を定めず、契約期間を1年とするプランを提供する義務を課すという定めが置かれていることから、そこでの実効性の有無は、規定のあり方を検討するうえで参考になりうる。

次に、黙示の契約更新条項に関しては、BGB309条9号は、黙示の更新後の契約を常に期間の定めのない契約とし、1か月の解約告知期間でいつでも解約告知できるとすることで、踏み込んだ形で消費者保護を強化しているが、黙示更新自体は今後も可能であることから、継続的債務関係における当事者の多様な利益に配慮したものといえる。なお、政府草案は、黙示の更新に関する通知義務を事業者に課すことを提案しており、このような方向性は、EU指令に由来するTKG56条3項2文と共通する。BGB309条9号は、最終的に、このような通知義務に関する定めを置かなかったが、TKG56条が示しているように、解約告知に関する通知義務の規定は、黙示の更新後の契約を期間の定めのないものとする場合であっても、併存しうる。改正前の学説において、その意義を指摘する見解もみられることか

84 Gesetz für fairere Verträge: mehr Schutz bei Kosten und Laufzeiten, 22.10.2024(<https://www.verbraucherzentrale.de/wissen/vertraege-reklamati-on/kundenrechte/gesetz-fuer-fairere-vertraege-mehr-schutz-bei-kosten-und-laufzeiten-55274>)

ら⁸⁵、この点についても改正後の規定のもとでの必要性を確認する必要があるだろう。

なお、解約告知の方法を容易にするというBGB312k条のアプローチは、BGB309条9号のもとで議論されてきた、いつから解約告知が可能か、また、いつまでに解約告知しなければならないか、という問題とは異なるが、BGB309条9号の改正が目指す消費者保護の実効性を確保するうえで、重要な役割を担っているものといえる。

3. 残された問題

BGB309条9号の改正議論では、特にトラブルとなることが多い契約類型への適用範囲の拡大や、Schmidt-Kesselが主張したように、継続的債務関係の一般規定の必要性も指摘されていた。連邦議会は、これらの問題を認めながらも、改正法では取り上げられなかった。そこには、約款規制法の制定時と同じく、継続的債務関係の多様性という困難な問題があり、また、長期契約における消費者保護が必要な契約類型としてしばしば取り上げられる、一定の契約について言及することについても、個々の事案において境界づけが困難な場合が生じる可能性への懸念があったものと思われる⁸⁶。なお、別の法律における対応として、携帯電話契約は、TKGの適用によるところが大きいことも留意する必要がある。

Schmidt-Kesselが指摘するように、近年では、利用型の継続的債務関係が多様に展開されているが、今回の改正では直接的な対応はなされなかった。したがって、契約の存続期間や黙示の更新条項等をめぐっては、改正後もBGB307条の適用によるところが大きいといえるが、その場合にも、BGB309条9号のもとでの評価が考慮されうることから、今回の改正が、それらの判断に影響する可能性は考えられる。

⁸⁵ Wais, NJW 2018, 1777 (1778).

⁸⁶ Vgl. Buchmann/Panfili, Das neue Schuldrecht, 2022, § 7 Rn. 16.

V むすびに代えて

継続的契約における長期の契約への拘束という問題は、はじめに述べたように、日本においても共通の課題である。本稿は、BGB309条9号の見直しをめぐる議論を中心に確認したものにとどまり、また、日本の消費者契約法における不当条項規制との関係においてドイツ法を参考とする際にも、不当条項規制の一般規定であるBGB307条の適用状況を併せて確認する必要がある。もっとも、ドイツにおける改正議論から、長期の契約への拘束という問題への対応について、複数のアプローチのあり方と、そこで考慮されていた要素を参照することは可能であろう。改正議論の整理において述べたように、長期の契約への拘束に関しては、黙示の更新条項が問題であるとの認識があり、それに対し、今回の改正で、黙示の更新を原則として禁止し、更新される場合にはいつでも解約告知ができるとしたことは、消費者保護の進展において重要な意義があるものと思われる。ここで、取引の実態や更新に対する消費者の利益を鑑みて、黙示の更新条項自体を排除しなかったことも注目される。さらに、電子商取引にのみ関わる規制ではあるが、更新の前後を通じた解約告知について、解約告知ボタンを導入することにより、解約告知権の容易な行使方法を確保するという手当を行ったことも興味深い。

他方で、BGB309条9号の適用範囲や継続的債務関係の一般規定をめぐる議論では、多様な契約関係に対する一律的な規定を設けることの難しさがみてとれた。周知のように、日本においても、債権法改正の際に、継続的契約についての一般的な規律を設けることが検討されたが、実現に至らなかった。そこでも、継続的契約の多様性を理由に、一般的規律を設けることの難しさが指摘されていた⁸⁷。本稿は、消費者問題への対応の必要性

87 改正議論の経緯について、中田裕康『継続的契約の規範』（有斐閣、2022年）10頁以下（初出・安永正昭＝鎌田薫＝能見善久監修『債権法改正と民法学Ⅱ』

という観点からドイツ法の議論を確認してきたが、契約の存続期間をめぐる問題では、対象を消費者契約に限定する場合であっても、民法上の個別の契約類型についての規定との関係も考慮したうえで、継続的契約の一般規定の必要性を含め、規制のあり方を検討していくことが重要であろう。

* 本稿は、JSPS科研費21KK0018、24K00210の助成を受けたものである。

ㄨ 債権総論・契約（1）』（商事法務、2018年）478頁以下）、佐藤史帆「ドイツにおける継続的契約の解消法理の展開（一）」法学論叢189巻6号（2021年）86頁以下など参照。